

令和8年3月

# 勝山の環境

勝山市 市民課

## 目 次

環境基準	1
第1. 大気環境	2
第2. 水質環境	5
第3. ダイオキシン類調査	11
第4. 産業廃棄物処理施設監視	12
第5. 自動車交通騒音調査	12
第6. 環境保全対策	12
第7. 関係機関等との連携状況	14
第8. 環境美化推進事業	15
第9. 公害苦情処理状況	16

## はじめに

雄大な自然と豊かな遺産に恵まれた私たちのふるさと勝山市は、先人たちが四季織り成す美しい景観の中で、その自然の恩恵を受けながら大切に育んできたものである。

私たちの誇りである緑豊かな白山山系の山並みと、清らかな九頭竜川の大河を目にしたとき、平泉寺白山神社の杉巨木にたたずみ静寂に浸るとき、誰もがこの雄大な景観に心を洗われるに違いない。

そして誰もが、これらの貴重な自然と遺産がいつまでも大切に保存されなければならないと願い望むはずである。

しかしながら、これまでの私たちは、ややもするとこれらの自然と遺産に思い入れることなく、豊かさや便利さを求めて、限りある資源を大量に消費し、不要物を無責任に廃棄してきた。そして今や、このような身近な環境汚染が積み重なった結果、地球規模となって取返しのつかない事態になるうとしている。

私たちが幼いころ水遊びをした清流や駆け回った山野にはごみが散乱し、身近なところにいた蛍やメダカなどの姿が見えなくなって、もうどれくらいの月日が経つだろうか。

私たちが今出来ることは何か。それは、すべてのものが自らの環境に対する役割と責任を自覚し、地球規模で考えながら、身近なところから環境を守る行動をおこすことである。自らの生活環境を見直し、この豊かな自然を守り、先人が守り育んできた歴史や文化、産業などの貴重な遺産を保存するとともに、地域の更なる活性化を図り、次の世代に引継ぐことである。

【勝山市環境基本条例前段より】

## 環境基準

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

【環境基本法第三条より】

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

【環境基本法第十六条より】

**環境基準**とは、環境基本法に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などの分野で定められ、人の健康保護と生活環境保全のために維持されることが望ましい環境の質に関する目標値です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標になります。

そのため、超過したとしても、直ちに健康被害が発生するわけではありません。

基準超過という事実だけで過度に不安がるのではなく、その物質の種類、超過の程度、暴露経路を考慮し、リスクを正しく理解することが重要になります。

# 第1. 大気環境

## 1-1. 大気汚染とは

大気汚染とは、人間の活動や自然現象によって、大気中に有害な物質が排出され、空気の自然な成分が変化することで、人々の健康や環境に悪影響を及ぼす現象です。

大気汚染の原因は、主に「人為的」なもの、「自然由来」なものに分けられます。

### ○人為的な原因

- ・ 工場の排出ガス ～ 工場や事業所の生産活動から出るガスやばい煙。
- ・ 自動車の排気ガス ～ 自動車、航空機など、移動発生源からの排気ガス。
- ・ 廃棄物の焼却 ～ プラスチックなどの廃棄物を焼却する際に出る有害物質。

### ○自然的な原因

- ・ 自然現象 ～ 火山の噴火、森林火災、黄砂など。

## 1-2. 大気環境調査

勝山市では、毎年約1ヶ月間、福井県の大気環境測定車「みどり号」による大気環境調査を実施しています。

みどり号では、大気汚染物質10物質と気象観測項目4項目について測定しています。

令和6年度測定場所：昭和町2丁目市営体育館跡地

測定期間：4月22日から5月20日までの間

【表1-1】みどり号による令和6年度の測定結果（令和6年4月22日～5月20日）

	1時間値		日平均値	期間 平均値	環境基準値
	最低値	最高値			
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) (ppm)	-0.001	0.001	0.000～0.001	0.000	1日平均値 0.04 1時間値 0.1
	調査地点における平均濃度は、大野局、福井局と同程度でした。 (大野局 0.000ppm、福井局 0.001ppm) 日内変動では、1日を通して大きな変化はありませんでした。				
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m <sup>3</sup> )	-0.001	0.022	0.003～0.020	0.009	1日平均値 0.10 1時間値 0.20
	勝山局の平均濃度は、大野局、福井局と同程度でした。 (大野局 0.010mg/m <sup>3</sup> 、福井局 0.010mg/m <sup>3</sup> ) 日内変動では、1日を通して大きな変化はありませんでした。				

微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m <sup>3</sup> )	-3	19	0.8~15.0	7.0	1年平均値 15 1日平均値 35
	勝山局の平均濃度は、大野局とは同程度、福井局よりもわずかに低めでした。(大野局 7.2 μg/m <sup>3</sup> 、福井局 8.4 μg/m <sup>3</sup> ) 日内変動では、1日を通して大きな変化はありませんでした。				
一酸化窒素 (NO) (ppm)	-0.001	0.004	0.000~0.001	0.0090	
	勝山局の平均濃度は、大野局よりもわずかに低く、福井局と同程度でした。(大野局 0.001ppm、福井局 0.000ppm) 日内変動では、1日を通して大きな変化はありませんでした。				
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) (ppm)	0.000	0.008	0.000~0.003	0.001	1日平均値 0.04 ~ 0.06 又はそれ以下
	勝山局の平均濃度は、大野局、福井局よりもわずかに低い値でした。 (大野局 0.002ppm、福井局 0.003ppm) 日内変動では、1日を通して大きな変化はありませんでした。				
オキシダント (Ox) (ppm)	0.011	0.075	0.032~0.057	0.043	1時間値 0.06 以下
	勝山局の平均濃度は、大野局、福井局と同程度で、日最大値は大野局、福井局よりも低い値でした。(大野局 平均 0.045・最大 0.078、福井局 平均 0.044・最大 0.087) ppm 日内変動では、日中に高くなる傾向を示しました。				
非メタン炭化水素 (NMHC) (ppmC)	0.00	0.59	0.04~0.15	0.07	※参照
メタン (CH <sub>4</sub> ) (ppmC)	1.90	2.09	1.92~2.03	1.97	
全炭化水素 (THC) (ppmC)	1.90	2.66	1.96~2.12	2.04	
非メタン炭化水素 (NMHC)、メタン (CH <sub>4</sub> )、全炭化水素 (THC) 勝山局の平均濃度は、NMHCは大野局、福井局と同程度であり、CH <sub>4</sub> 、THCは大野局、福井局よりわずかに低い値でした。 日内変動では、NMHC、CH <sub>4</sub> 、THCともに、1日を通して大きな変化はありませんでした。 ※ 光化学オキシダントの環境基準値である1時間値 0.06ppm以下にするための指針値。(3時間値平均 0.20 から 0.31)					

一酸化炭素 (CO) (ppm)	0.0	0.4	0.1~0.3	0.2	1日平均値 10 8時間平均値 20
	勝山局の平均濃度は、自排福井局とわずかに低い値でした。 (自排福井局 0.3ppm) 日内変動では、1日を通しておおきな変化はありませんでした。				

(1) 令和6年度の大気環境濃度の概況

オキシダント以外の測定項目は環境基準を達成しています。

オキシダントの1時間最高値が、環境基準を僅かに超えた日がありました。

光化学オキシダント（光化学スモッグ）の主な原因は、自動車や工場などから排出される窒素酸化物（NOX）や揮発性有機化合物（VOC）です。これらが強い太陽光（紫外線）を受けて化学反応（光化学反応）し、オゾンやPANなどの酸化性物質が二次的に生成されることが原因です。

また、微粒子状物質（PM2.5）と光化学スモッグの原因となるオキシダントについては、大陸からの偏西風によって飛来することも原因のひとつです。

大気測定は、福井県の定点観測地点でも測定されています。

異常値が確認されると各市町に連絡され、更に数値が上昇した場合に注意報や警報が発令されることになっています。

オキシダント注意報の発令基準は、県内の測定局において、オキシダント測定値が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるときです。

大気環境測定車「みどり号」が実施した測定結果では、1時間最高値が環境基準を僅かに超えた日ありましたが、注意報の発令には至っていません。

なお、令和6年度中、福井県では、オキシダント注意報の発令はありませんでした。

(2) 県による測定結果報告

オキシダントは、日最高値が環境基準を超える日もありましたが、それ以外の測定項目ではいずれも環境基準を下回っていました。

各測定項目の平均濃度は、近隣局等と比較して同程度か、わずかに低い値でした。

## 第 2. 水 質 環 境

### 2-1 水質汚濁・水質汚染とは

#### (1) 水質汚濁

水質汚濁とは、人の生活活動や産業活動によって、河川・湖沼・海洋などの水質が、本来の自浄作用の限界を超えて悪化することです。

主な原因は、生活排水や工場排水であり、有害物質や有機物、富栄養化物質などが水域に流入することで、生態系や人間の健康に悪影響を及ぼします。

#### (2) 水質環境基準

人の健康保護と生活環境保全のため、河川や湖沼、海域などの公共用水域の水質が「維持維持されることが望ましい」とされる基準です。

健康項目と生活環境項目という2つの種類があります。

健康項目は有害物質について全国一律で定められています。

生活環境項目は利用目的に応じて水域ごとに基準が設定されています。

- ・ 人の健康の保護に関する項目（以下、健康項目と略す）

カドミウム等の有害物質27項目（健康項目は、非常に厳しく基準が設定されており、飲料水として用いた場合、生涯にわたり連続的に摂取（毎日2ℓ）しても健康に影響が生じない水準に設定されている）

- ・ 生活環境の保全に関する項目（以下、生活項目と略す）

BOD, COD等9項目（生活項目は、水を利用した場合に障害や不快感が生じないように設定されたものと、水生生物の保全を考慮して設定されたものがある）

河川については、利用目的等に応じてAA、A、B、C、D、Eの6類型に分けられています。福井県から勝山市内の九頭竜川水域（九頭竜川本流）は、A類型を目標とされています。

水の汚れを判断する代表的な指標として、河川についてはBOD（生物化学的酸素要求量）、湖沼と海域についてはCOD（化学的酸素要求量）があります。

BODやCODは、水中の有機物が微生物の働きや酸化剤によって分解される時に消費、必要とされる酸素量のことです。

BOD等の値が小さいほど「きれいな水」、大きいほど汚濁が進んでいる（有機物が多いので分解で消費される酸素量が多い等ということ）ということになります。

生活項目の環境基準は以下のとおりです。

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
A A	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以下	—

※ 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

※ 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

※ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※ 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

“ 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

- ” 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- ※ 水産
  - 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - ” 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - ” 3級：コイ、フナ等、 $\beta$ —中腐水性水域の水産生物用
- ※工業用水
  - 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - ” 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - ” 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- ※環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## 2-2 市内河川の状況

勝山市では、九頭竜川等の河川水を取水し、健康項目や生活項目について検査しています。健康項目等について年1回、生活項目のうち4項目については年4回検査しています。

### (1) 健康項目【表2-1】

令和6年度は、9月19日に、九頭竜川下荒井用水取入口の河川水を採水し、検査を実施しました。

健康項目27項目について、全て基準値以下でした。

### (2) 生活項目【表2-2】

#### ○生活項目の検査のための採水

(1回目：6月11日、2回目9月17日、3回目：11月14日、4回目：令和7年3月4日)

#### 【九頭竜川本流】1ページ

- ・下荒井用水取入口（真名川と九頭竜川の合流地点、九頭竜川左岸、大野市との境界付近）
- ・大渡用水取入口（真名川と九頭竜川の合流地点、九頭竜川右岸、大野市との境界付近）
- ・勝山橋（勝山市内の中間地点）
- ・市荒川大橋（永平寺町との境界付近）

#### 【九頭竜川支流】2ページ

- ・赤根橋（赤根川）
- ・土布子橋（赤根川と真名川の合流地点）
- ・栄大橋、長淵橋（浄土寺川下流の九頭竜川合流付近、浄土寺川中流域）
- ・新保橋（滝波川下流、九頭竜川合流点付近）

#### ○大腸菌数の追跡調査のための採水

#### 【九頭竜川支流】3ページ

- ・弁天橋、東御門橋、旭町2丁目（大蓮寺川下流、中流、上流）
- ・大久保建設前、勝山郵便局前（俣川下流、俣川中流）

### (3) 検査結果

- 福井県から環境基準A類型を目標とされている九頭竜川本流の水質検査では、全ての項目でA類型以上でした。
- 福井県から環境基準の目標河川とされていませんが、勝山市内の九頭竜川支流も採水検査したところ、浄土寺川、大蓮寺川、俣川で大腸菌数のみB類型の値を示した採水地点がありました。
- 大腸菌は、人や家畜、野生動物の腸管に生息しており、排泄物中に存在し、これら動物の糞便が河川に混流されることで大腸菌が検出されることとなります。

大腸菌は人間だけでなく、哺乳類、鳥類、さらには土壌や植物など、自然界の至る所に存在しています

○ 令和7年3月4日に実施した4回目の採水検査では、採水した全ての河川で、大腸菌数A類型以上に回復しています。

今後も、九頭竜川本流の環境基準がA類型を保てるよう、注意深く監視を継続していきます。

## 2-3 地下水の状況

### (1) 水道水質検査【表2-3】

遅羽町下荒井地区2ヶ所（1ヶ所は定点、1ヶ所は地区内の別の井戸水）、他の地区1ヶ所の3ヶ所において井戸水を採取し水質検査をしています。

水道水質基準51項目のうち、40項目について検査しました。

令和6年度は、下荒井地区2ヶ所、薬師神谷地区1ヶ所において採水しています。

検査結果は、下荒井地区の1ヶ所のみ一般細菌及び色度が基準値を僅かに超えていました。

一般細菌は、土壤に含まれる種々雑多の細菌に由来し、いわゆる病気を引き起こす汚染とは直接関係はありません。

「一般細菌」基準超過の場合は、用心のために生水を飲まないことです。

また、色度は、水に溶け込んでいる色調を黄色で見た時の色の程度をいいます。

色度の原因は、大きく2つあります。

1つは、水に鉄分が含まれているためであり、濁りを伴ったり、金気味、場合によっては金気臭がすることもあります。

もう1つは、フミン質による着色です。

原因は、配管劣化等によるものが考えられます。

採水された井戸水は飲料水として使用されていませんが、念のため飲料水としての使用は控えて頂いています。

その他の項目については水道水質基準値を満たしていました。

他の2ヶ所は、全ての項目において水道水質基準値以下で問題はありません。

(大腸菌は陰性。環境基準項目でもあるカドミウム、水銀、鉛、ヒ素、六価クロム等も基準値以下です。)

測定地点	採水日	結果
遅羽町下荒井地区 (2ヶ所)	R6.9.19	下荒井地区の定点近辺観測所において一般細菌及び色度が基準値を僅かに超過
野向町薬師神谷地区		他は全て環境基準値以下 (水道水質検査) * 検査結果の詳細は【表2-3】参照

### (2) 大腸菌検査

毎年、下荒井地区の5地点において、年4回井戸水の大腸菌検査を実施しています。

令和6年度は（6/11、9/17、11/14、R7/ 3/4 ）に採水し、検査結果はいずれも陰性でした。

（3）県における地下水質調査【表2-4】

勝山市内の地下水は、県による調査も行われています。

令和6年度は、滝波町、遅羽町嶗崎の2か所で、現に使用されている井戸水を採取し、水質検査をしています。

いずれの項目も基準値以下でした。

測定地点	採水日	結果
滝波町、遅羽町嶗崎	R6.5.23	全て環境基準値以下 *検査結果は【表2-4】参照

## 第3. ダイオキシン類調査

### 3-1 ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。

そのため、環境中には広く存在していますが、量は非常に僅かです。

主に物が燃焼することによって発生します。

ダイオキシン類は分解されにくいので、大気中に放出されたダイオキシンは、土壌や湖沼や海の底泥に蓄積し、長期間残留します。

この蓄積されたダイオキシン類が、魚介類や農作物を通して、人間の口に入ってしまう。(今のところ、人にとって十分に安全と考えられる程度と考えられています)

環境中に存在しているダイオキシン類は微量なのですが、急性毒性と催奇形性などの遺伝毒性が大変強い物質です。

通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じませんが、長期間にわたり微量な汚染を受け続けた場合に影響(次世代への影響)が懸念されます。

ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで発生するので、安易に家庭でゴミを燃やす(野焼き)ことをやめましょう。

このため、私たち一人ひとりが、ダイオキシン問題に関心を持って、ものを大切に長く使ったり、使い捨て製品を使わないよう心がけ、ごみを減らし、再利用やごみの分別・リサイクルに協力することがとても重要になります。

### 3-2 ダイオキシン類調査結果

北谷町谷地籍にある産業廃棄物安定型最終処分場からの放流水についてダイオキシン類の測定を実施しています。結果は下記のとおり、基準値以下でした。

種別	採水日	場所	結果	参考
浸出水	R6. 9. 18	北谷町谷区 産業廃棄物最終処分場	0.053pg-TEQ/l	環境基準 1pg-TEQ/l 最終処分場の維持管理基準 10pg-TEQ/l

## 第4. 産業廃棄物処理施設監視

市内にある産業廃棄物処理施設については、県と市の職員が、月に1回程度巡回したり、行政や事業者による水質検査によって、環境へ影響が出ないように確認しています。

事業者でも、法律や協定に基づいて水質検査をしています。

令和6年度の検査では、工業排水基準値を下回っておりました。

## 第5. 自動車交通騒音調査

地域住民の生活環境の保全を図ることを目的として、騒音防止法に基づき、勝山市内の幹線道路（一般国道157号）に面する地域の自動車交通騒音を調査しています。

調査箇所は3ヶ所ありますが、調査箇所1ヶ所について5年に1回の測定となっています。

調査は24時間連続で行われ、令和6年度の測定は、10月に県道滝波長山線（滝波町2丁目から長山町2丁目間）1.4kmで実施し、全時間帯において環境基準以下となっています。

## 第6. 環境保全対策

### 6-1 生ごみ処理機等の購入補助事業

勝山市では、生ごみ処理機及び生ごみ処理堆肥化容器の購入時、購入費の一部を助成する事業を行っています。

### 6-2 ごみの減量・リサイクルの推進へ向けた取組み

#### (1) 古紙回収

各地区・団体（学校、子供会）での古紙（新聞紙、雑誌等）類の集団回収に対して補助金を交付しています。

#### (2) 携帯電話機、小型充電式電池などの回収

デジタルカメラや携帯電話、スマートフォン等の小型家電には希少金属が利用されており、家庭に眠っている使用不可となった小型家電は都市鉱山と呼ばれています。

また、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池といった小型充電式電池（小型バッテリー）もリサイクル可能です。

勝山市では、リサイクルを推進するため、市民課窓口これらの専用回収ボックスを設置しています。

#### (3) プラスチック資源ごみの回収

勝山市では、令和6年度から家庭から排出されるプラスチック資源ごみの回収を開始しました。

これまで可燃又は不燃ゴミとして処理されてきたプラスチックを、資源ゴミとして回収し、新たなプラスチック製品に生まれ変わるマテリアルリサイクルに取り組んでいます。

### 6-3 勝山市のごみ排出量等

#### (1) ごみ排出量の推移

区 分	可燃ごみ (t)		不燃ごみ (t)		資源ごみ (t)			計 (t)
		1人1日当(g)		1人1日当(g)	勝山市 回収分	集団回収分	1人1日当(g)	
R2 年度	6,766	814	320	39	383	868	150	8,337
R3 年度	6,463	790	328	40	376	607	120	7,774
R4 年度	6,338	789	312	39	320	955	159	7,925
R5 年度	5,882	743	289	36	317	767	137	7,255
R6 年度	5,458	702	228	29	289	813	142	6,788

#### (2) ごみのリサイクル率

区 分	ごみ総量 (t)	リサイクル量 (t)			資源化率 (%)
		資源化量	集団回収分	計	
R2 年度	8,337	929	868	1,797	21.5
R3 年度	7,774	1,135	607	1,742	22.4
R4 年度	7,925	916	955	1,871	23.6
R5 年度	7,255	807	767	1,574	21.7
R6 年度	6,788	732	813	1,545	22.8

#### (3) 資源化物内訳

単位：t

	アルミ缶	スチール缶	ビン類	金属類	古紙類	ペットボトル	プラ資源類	その他	計
R2 年度	32	24	74	467	298	22	—	12	929
R3 年度	32	22	62	694	298	18	—	9	1,135
R4 年度	28	19	54	529	260	15	—	11	916
R5 年度	27	18	44	452	233	23	—	10	807
R6 年度	26	15	35	413	212	20	1	10	732

## 第7. 関係機関等との連携状況

～令和6年度実績～

### 7-1 福井県奥越ブロック廃棄物不法処理防止連絡協議会（勝山市・大野市）

会員機関	奥越健康福祉センター(事務局)、勝山市、大野市、奥越土木事務所、奥越農林総合事務所、勝山警察署、大野警察署、九頭竜森林組合、(一社)福井県産業廃棄物協会、勝山市消防署、大野市消防署、勝山市漁業協同組合、大野市漁業協同組合、奥越漁業協同組合
パトロール活動	・各会員の通常業務を通して不法投棄重点監視箇所等を巡回 ・合同パトロールを実施 令和6年6月24日(月) 11月19日(火)
啓発活動	・不法投棄防止や河川美化等を広報誌やホームページに掲載

### 7-2 奥越健康福祉センター

パトロール活動	月1回実施（産業廃棄物処理施設立入および不法投棄防止合同パトロール。重点箇所を中心に巡回）
公害苦情処理活動	不法投棄、水質事故、野焼き等に対する苦情対応
啓発活動	不法投棄防止、河川美化等の啓発広報チラシを配布

### 7-3 福井県、石川県、白山市との合同越境監視パトロール

関係機関	福井県循環社会推進課・奥越健康福祉センター、勝山市 石川県資源循環推進課・石川中央保健福祉センター、白山市
合同越境パトロール	令和6年6月20日(木)、10月31日(木)に実施 国道157号県境周辺重点監視ポイントの不法投棄状況の確認と撤去。

### 7-4 勝山警察署

取締・指導・警告	廃棄物不法投棄事案や野焼き事案等に対して、連携した対応を実施している。令和6年度は注意・指導等の他、違反検挙1件。
----------	---

### 7-5 各種団体

奥越土木事務所	各種団体が実施する地域清掃奉仕美化活動等への参加や、その後収集された廃棄物に対する清掃支援を共同実施。
---------	---

## 第8. 環境美化推進事業

～令和6年度中の主な活動～

### 8-1 環境美化啓発活動

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報かつやま</li> <li>・ ホームページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみカレンダーの掲示</li> <li>・ 「家庭ごみの分類と早見表」の掲示</li> <li>・ 正しいごみ分別の掲示</li> <li>・ 不法投棄禁止の広報</li> <li>・ 清掃奉仕活動（一斉清掃、河川清掃）の広報</li> <li>・ クリーンアップ作戦の広報</li> </ul>
--	---

### 8-2 環境美化活動

<p>学校・地区・市民団体等 主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部中学校～畝見川、温川、公共用地の外来植物駆除及び清掃美化活動（北郷小学校、鹿谷小学校、荒土小学校と合同）</li> <li>・ 中部中学校～浄土寺川及び通学路の清掃美化活動</li> <li>・ 南部中学校～公園、通学路等の清掃美化活動</li> <li>・ 市内各地区～清掃美化活動</li> <li>・ 福井県自然保護センター～池ヶ原湿地における外来植物駆除</li> <li>・ スポーツ団体～グラウンド、公園における清掃美化活動</li> </ul>
<p>市主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内一斉清掃(6/2)  <ul style="list-style-type: none"> <li>市内一斉清掃日を設けて各自治会に清掃美化活動を依頼</li> <li>農業大用水の減水措置を行い用水路清掃を実施</li> </ul> </li> <li>・ 清掃支援活動（年間約40団体への清掃支援）  <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等が実施した清掃美化活動に対して、撤去したごみや刈草等を市が回収処分</li> </ul> </li> <li>・ クリーンアップ九頭竜川2024の開催（荒天中止）</li> </ul>

## 第9. 公害苦情処理状況

～令和6年度中～

令和6年度中は、不法投棄や野焼きの苦情が多く寄せられています。

不法投棄や不法な野外焼却は、廃棄物の処分代金の他、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、又はその両方が課せられ、未遂も罰せられます。法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。

- ・農作業で出たもみ殻の燻炭作りの焼却や土壌改善の焼き畑などは、農業における例外として認められることもありますが、これに乗じて廃棄物（いわゆるゴミ）と一緒に焼却処分したり、大量の煙や悪臭の発生により苦情があった場合は、行政指導の対象となります。
- ・ドラム缶やブロック積み等のいわゆる簡易焼却炉（構造基準に適合しない焼却炉）での焼却は違反です。
- ・家庭から出たごみや、庭木の剪定枝及び枯草等を処分する場合は、安易に焼却することなく、正しく分別し、ごみステーションに出すか、ビュークリーンおくえつに直接持ち込んでください。

家庭から出る廃棄物は、正しく分別し、決められたルールで、ごみステーションに出すことで回収されます。回収されなかった廃棄物は、分別やルールが間違えていると考えられます。今一度、「大野市・勝山市家庭ごみの分類と早見表」を確認して頂き、正しい処分をお願いします。

### 9-1. 公害苦情集計結果

期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで					
申立総件数		28件		措置件数		全て対応済み
内 訳	種 別	件数	内 容	種 別	件数	内 容
	大気汚染	5件	野外焼却等	土壌汚染	0件	
	水質汚濁	4件	油漏れ事故等	悪臭	0件	
	振動	0件		騒音	3件	工場、建設現場等の騒音等
	不法投棄	14件	家電や家庭ごみ等	その他	2件	犬の糞放置等
※ 廃棄物処理法の例外規定に該当する神事、祭礼、行事等の事案を除く。						

### 9-2. 公害苦情の件数とその内訳

(1) 公害苦情件数

受理件数 28件

(2) 内訳

① 大気汚染 5件

- ・農家が農業用水路の畝で刈草を焼却し近隣住民から苦情（消防、警察から嚴重注意）
- ・農家が稲刈り後の稲田で焼畑をし近隣住民から苦情（警察・消防から嚴重注意）
- ・自宅敷地内で刈草を焼却し近隣住民から苦情（消防から嚴重注意）
- ・焚火の臭いに市民からメールで苦情（現場不明につき事実確認できず）
- ・農作業中に暖をとるための焚火に近隣住民から苦情（消防から嚴重注意）

② 不法投棄 14件

- ・農道沿いに田植え機を放置（警察の調査により所有者が判明し回収させる）
- ・山林で瓦を投棄（行為者不明、地権者に予防対策を助言）
- ・歩道脇にプラスチック容器やペットボトル等を繰り返しポイ捨て（周辺事業所に対し啓発を実施、被害解消）
- ・林道脇に冷凍ストッカーを投棄（行為者不明につき回収）
- ・国道沿いに布団を投棄（行為者不明につき回収）
- ・道路脇に冷蔵米びつを投棄（行為者不明につき回収）
- ・河川敷で繰り返し農作物残渣を投棄（警察により摘発）
- ・公園駐車場に自転車部品を投棄（行為者不明につき回収）

その他、道路脇の投棄されたごみのポイ捨て等に対応。

③ 水質汚濁 4件

- ・事業所から用水路に重油流出（一部河川への流出あり、消防・奥越土木によって防護措置を実施、事業所に対して奥越健康福祉センターによる行政指導）
- ・用水路での油の浮遊（発生源の特定に至らず、河川への流出なし）
- ・事業所から用水路への油漏れ（河川への流出なし、事業所へ嚴重注意）
- ・交通事故による用水路への燃料漏れ（河川への流出なし、消防・奥越土木によって防護措置を実施）

④ 騒音苦情 3件

- ・工場からの機械音に近隣住民から苦情（県の協力により騒音測定、環境基準値内）
- ・工事現場の作業音に近隣住民から苦情（事業者に対し周辺への配慮を依頼）
- ・動物除け超音波に近隣住民から苦情（使用者に対し周辺への配慮を依頼）

⑤ その他 2件

- ・用水路に犬の糞を放置（現場に看板を設置、被害解消）

【表2-1】

令和6年9月19日採取  
下荒井用水取入口（九頭竜川） 健康項目

項 目		基 準 値	計量結果
1	カドミウム (mg/L)	0.003以下	0.0003 未満
2	全シアン (mg/L)	検出されないこと	検出されず
3	鉛 (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
4	六価クロム (mg/L)	0.02以下	0.005 未満
5	砒素 (mg/L)	0.01以下	0.005 未満
6	総水銀 (mg/L)	0.0005以下	0.0005 未満
7	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	検出されず
8	PCB (mg/L)	検出されないこと	検出されず
9	ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下	0.002 未満
10	四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下	0.0002 未満
11	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004以下	0.0004 未満
12	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	0.002 未満
13	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04以下	0.004 未満
14	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	1以下	0.1 未満
15	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006以下	0.0006 未満
16	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
17	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
18	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002以下	0.0002 未満
19	チウラム (mg/L)	0.006以下	0.0006 未満
20	シマジン (mg/L)	0.003以下	0.0003 未満
21	チオベンカルブ (mg/L)	0.02以下	0.002 未満
22	ベンゼン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
23	セレン (mg/L)	0.01以下	0.005 未満
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10以下	0.5
25	ふっ素 (mg/L)	0.8以下	0.08 未満
26	ほう素 (mg/L)	1以下	0.1 未満
27	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下	0.005 未満

【表2-2】

## 九頭竜川本流域の水質検査結果

	九頭竜川(大渡用水取入口)			
	6月11日	9月17日	11月14日	3月4日
水素イオン濃度 pH	7.2	7.1	7.8	7.1
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	<0.5	<0.5	0.5	0.9
浮遊物質 量 SS (mg/L)	<1.0	1	8	3
大腸菌数 (CFU/100mL)	24	89	22	23

	九頭竜川(下荒井用水取入口)			
	6月11日	9月17日	11月14日	3月4日
水素イオン濃度 pH	6.9	6.9	7.1	7.1
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	0.6	0.6	<0.5	0.6
浮遊物質 量 SS (mg/L)	2	1	2	4
大腸菌数 (CFU/100mL)	55	220	40	89

	九頭竜川(勝山橋)			
	6月11日	9月17日	11月14日	3月4日
水素イオン濃度 pH	7.2	7.5	7.8	7.2
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	<0.5	<0.5	0.5	0.5
浮遊物質 量 SS (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	4
大腸菌数 (CFU/100mL)	10	62	24	52

	九頭竜川(市荒川大橋)			
	6月11日	9月17日	11月14日	3月4日
水素イオン濃度 pH	7.7	8.1	8	7.2
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	0.5	0.9	0.6	0.5
浮遊物質 量 SS (mg/L)	1	<1.0	<1.0	6
大腸菌数 (CFU/100mL)	28	60	61	52

	赤根川（赤根橋）			
	6月11日	9月17日	11月14日	3月4日
水素イオン濃度 pH	6.8	6.9	6.9	6.6
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	0.7	<0.5	0.9	1
浮遊物質量 SS (mg/L)	3	<1.0	1	6
大腸菌数 (CFU/100mL)	65	270	230	220

	赤根川・真名川合流地点（土布子橋）			
	6月11日	9月17日	11月14日	3月4日
水素イオン濃度 pH	6.8	7	7.4	7.2
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	0.6	0.5	0.8	0.5
浮遊物質量 SS (mg/L)	2	<1.0	6	4
大腸菌数 (CFU/100mL)	98	240	87	91

	浄土寺川下流（栄大橋）			
	6月11日	9月17日	11月14日	3月4日
水素イオン濃度 pH	7.3	7.6	7.7	7
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	<0.5	<0.5	0.5	0.6
浮遊物質量 SS (mg/L)	1	<1.0	4	1
大腸菌数 (CFU/100mL)	610	88	820	92

	滝波川（新保橋）			
	6月11日	9月17日	11月14日	3月4日
水素イオン濃度 pH	7.9	8.5	7.7	7.2
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	0.5	<0.5	0.5	0.8
浮遊物質量 SS (mg/L)	1	<1.0	1	8
大腸菌数 (CFU/100mL)	130	33	13	2

	浄土寺川中流域（長瀬橋）			
		9月17日		
水素イオン濃度 pH		7.5		
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)		<0.5		
浮遊物質量 SS (mg/L)		1		
大腸菌数 (CFU/100mL)		70		

大蓮寺川下流（弁天橋）				
	9月17日	11月14日	3月4日	
水素イオン濃度 pH	7.6	7.7	7.2	
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	0.5	0.5	0.7	
浮遊物質量 SS (mg/L)	3	4	8	
大腸菌数 (CFU/100mL)	770	920	170	
大蓮寺川中流域（東御門橋）				
		11月14日	3月4日	
水素イオン濃度 pH		7.7	7.2	
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)		<0.5	<0.5	
浮遊物質量 SS (mg/L)		4	12	
大腸菌数 (CFU/100mL)		950	150	
大蓮寺川上流域（旭町2丁目）				
			3月4日	
水素イオン濃度 pH			7.2	
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)			<0.5	
浮遊物質量 SS (mg/L)			5	
大腸菌数 (CFU/100mL)			160	

俣川下流（大北久保建設前）				
	9月17日	11月14日	3月4日	
水素イオン濃度 pH	7.4	7.6	7.1	
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	0.6	0.7	<0.5	
浮遊物質量 SS (mg/L)	2	5	5	
大腸菌数 (CFU/100mL)	430	370	90	
俣川中流域（勝山郵便局前）				
		11月14日		
水素イオン濃度 pH		7.6		
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)		<0.5		
浮遊物質量 SS (mg/L)		4		
大腸菌数 (CFU/100mL)		370		

【表2-3】

令和6年9月19日採取（井戸水）  
水道水質検査

項目	基準値	下荒井 定点	下荒井 定点近辺	薬師神谷 定点	
		検査結果	検査結果	検査結果	
1 一般細菌	(個/ml)	100個/ml以下	0	110	0
2 大腸菌		未検出	不検出	不検出	不検出
3 カドミウム及びその化合物	(mg/l)	0.01以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4 水銀及びその化合物	(mg/l)	0.0005以下	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5 セレン及びその化合物	(mg/l)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6 鉛及びその化合物	(mg/l)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7 ヒ素及びその化合物	(mg/l)	0.01以下	0.001 未満	0.002	0.007
8 六価クロム化合物	(mg/l)	0.05以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9 亜硝酸態窒素	(mg/l)	0.04以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	(mg/l)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/l)	10以下	0.1 未満	0.5	0.6
12 フッ素及びその化合物	(mg/l)	0.8以下	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13 ホウ素及びその化合物	(mg/l)	1.0以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
14 四塩化炭素	(mg/l)	0.002以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15 1,4-ジオキサン	(mg/l)	0.05以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16 シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.04以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
17 ジクロロメタン	(mg/l)	0.02以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
18 テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.01以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
19 トリクロロエチレン	(mg/l)	0.03以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
20 ベンゼン	(mg/l)	0.01以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
21 塩素酸	(mg/l)	0.6以下	—	—	—
22 クロロ酢酸	(mg/l)	0.02以下	—	—	—
23 クロロホルム	(mg/l)	0.06以下	—	—	—
24 ジクロロ酢酸	(mg/l)	0.03以下	—	—	—
25 ジブロモクロロメタン	(mg/l)	0.1以下	—	—	—
26 臭素酸	(mg/l)	0.01以下	—	—	—
27 総トリハロメタン	(mg/l)	0.1以下	—	—	—
28 トリクロロ酢酸	(mg/l)	0.03以下	—	—	—
29 ブロモジクロロメタン	(mg/l)	0.03以下	—	—	—
30 ブロモホルム	(mg/l)	0.09以下	—	—	—
31 ホルムアルデヒド	(mg/l)	0.08以下	—	—	—
32 亜鉛及びその化合物	(mg/l)	1.0以下	0.01 未満	0.01	0.02
33 アルミニウム及びその化合物	(mg/l)	0.2以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
34 鉄及びその化合物	(mg/l)	0.3以下	0.01 未満	0.28	0.01 未満
35 銅及びその化合物	(mg/l)	1.0以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
36 ナトリウム及びその化合物	(mg/l)	200以下	5.9	6.7	5.9
37 マンガン及びその化合物	(mg/l)	0.05以下	0.027	0.006	0.005 未満
38 塩化物イオン	(mg/l)	200以下	5.3	5.5	4.3
39 カルシウム・マグネシウム等（硬度）	(mg/l)	300以下	46	46	29
40 蒸発残留物	(mg/l)	500以下	80	83	74
41 陰イオン界面活性剤	(mg/l)	0.2以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42 ジェオスミン	(mg/l)	0.00001以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43 2-メチルイソボルネオール	(mg/l)	0.00001以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44 非イオン界面活性剤	(mg/l)	0.02以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
45 フェノール類	(mg/l)	0.005以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	(mg/l)	3以下	0.2	0.2 未満	0.2 未満
47 pH値		5.8～8.6	6.9	7.3	6.4
48 味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度	(度)	5度以下	0.5 未満	6	0.5 未満
51 濁度	(度)	2度以下	0.1 未満	1.2	0.1 未満

【表 2-4】

令和 6 年 5 月 23 日採取  
滝波町（井戸水）水質調査

	項 目	基 準 値	計 量 結 果
1	カドミウム (mg/l)	0.003以下	0.001 未満
2	全シアン (mg/l)	検出されないこと	不検出
3	鉛 (mg/l)	0.01以下	0.005 未満
4	六価クロム (mg/l)	0.02以下	0.01 未満
5	砒素 (mg/l)	0.01以下	0.005 未満
6	総水銀 (mg/l)	0.0005以下	0.0005 未満
7	アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	不検出
8	PCB (mg/l)	検出されないこと	不検出
9	ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	0.002 未満
10	四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	0.0002 未満
11	クロロエチレン (mg/l)	0.002以下	0.0002 未満
12	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	0.0004 未満
13	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.1以下	0.002 未満
14	1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	0.004 未満
15	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	0.0005 未満
16	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	0.0006 未満
17	トリクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.0005 未満
19	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	0.0002 未満
20	チウラム (mg/l)	0.006以下	0.0006 未満
21	シマジン (mg/l)	0.003以下	0.0003 未満
22	チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	0.002 未満
23	ベンゼン (mg/l)	0.01以下	0.001 未満
24	セレン (mg/l)	0.01以下	0.002 未満
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	10以下	0.91
26	ふっ素 (mg/l)	0.8以下	0.1 未満
27	ほう素 (mg/l)	1以下	0.02 未満
28	1,4-ジオキサン (mg/l)	0.05以下	0.005 未満

遅羽町崎崎（井戸水）水質調査

	項 目	基 準 値	計 量 結 果
1	カドミウム (mg/l)	0.003以下	0.001 未満
2	全シアン (mg/l)	検出されないこと	不検出
3	鉛 (mg/l)	0.01以下	0.005 未満
4	六価クロム (mg/l)	0.02以下	0.01 未満
5	砒素 (mg/l)	0.01以下	0.005 未満
6	総水銀 (mg/l)	0.0005以下	0.0005 未満
7	アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	不検出
8	PCB (mg/l)	検出されないこと	不検出
9	ジクロロメタン (mg/l)	0.02以下	0.002 未満
10	四塩化炭素 (mg/l)	0.002以下	0.0002 未満
11	クロロエチレン (mg/l)	0.002以下	0.0002 未満
12	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.004以下	0.0004 未満
13	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	0.1以下	0.002 未満
14	1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.04以下	0.004 未満
15	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1以下	0.0005 未満
16	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.006以下	0.0006 未満
17	トリクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.001 未満
18	テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01以下	0.0005 未満
19	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.002以下	0.0002 未満
20	チウラム (mg/l)	0.006以下	0.0006 未満
21	シマジン (mg/l)	0.003以下	0.0003 未満
22	チオベンカルブ (mg/l)	0.02以下	0.002 未満
23	ベンゼン (mg/l)	0.01以下	0.001 未満
24	セレン (mg/l)	0.01以下	0.002 未満
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	10以下	2.4
26	ふっ素 (mg/l)	0.8以下	0.1 未満
27	ほう素 (mg/l)	1以下	0.02 未満
28	1,4-ジオキサン (mg/l)	0.05以下	0.005 未満